

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード設置要綱

(設置)

第1条 沖縄県における新型コロナウイルス感染症に係る総合的な対策の立案及び実施等にあたり、幅広い見地から必要な意見を聴取するため、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード（以下「アドバイザーボード」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 アドバイザーボードは、医療、経済、労働、教育、行政等に関し専門的な知見を有する者として、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会議)

第3条 アドバイザーボードの会議は、知事が招集する。

- 2 会議に座長及び副座長を置く。
- 3 座長及び副座長は、構成員の中から互選とする。
- 4 座長は、会議における議事を進行する。
- 5 座長が事故等により不在の場合は、副座長がその職務を代行する。
- 6 必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。
- 7 緊急を要するなど開催が困難な場合には、構成員から個別に意見を聴取することができる。

(事務局)

第4条 会議の事務局は、知事公室特命推進課に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。